

3 公園愛護会とは

(1) 愛護会の歴史

公園愛護会は昭和36年に創設された制度で、全国に先駆けて作られたものです。横浜市内には2175公園において2224()の公園愛護会が結成され活動しています。現在、全国の多くの都市で類似の制度が導入されています。

公園の規模が大きいなどの理由で一つの公園に複数の愛護会が存在している場合があります。

(2) 愛護会の活動内容

公園の周りの地元のかたがたが中心となり、地域の公園として愛着を持ち、地域で管理できるよう主として日常の清掃や除草、樹木の灌水、利用マナーの指導などをお願いしています(5 - 5 ~ 7)。

また、花壇の設置・管理、中低木を中心とした植栽の管理、雑木林や竹林の管理を行っていただいている場合もあります。さらに、公園を使ったさまざまな地域行事を行うこともできます(5 - 6, 5 - 8 ~ 11)。

(3) 愛護会ができるまで

結成の方法

公園を管理する土木事務所(大規模な公園等の場合は公園緑地事務所)と自治会町内会など地域の方が話し合っ結成するのが一般的です。

結成の意向が確認された場合は、活動内容や会長など役員を決めるほか、規約を定めていただくとともに、土木事務所(大規模な公園等の場合は公園緑地事務所)と調整をして活動するエリアを決定します。

愛護会の構成母体

自治会全体が愛護会としての活動を行う

自治会の一部門や班での持ち回り

老人会や子供会が主体となった活動

地域住民の有志の皆様で構成されているもの

などさまざまな形態があります。どのような組織構成にしていくかの判断は地域特性を十分反映できるよう地域の人におまかせしています。

ボランティア団体や企業等による愛護会

近年、市民活動の進展や企業の社会貢献が盛んになっていることにあわせて、市民団体や学校、企業が愛護会を結成することもできるようになりました。

結成にあたっては、地域の方の理解もしくは協力を得ることが条件となります。

(4) 愛護会の活動区域

愛護会の活動区域は、公園全域が原則となります。

斜面地など愛護会で活動するには危険な場所、多目的広場などの管理運営委員会がある場所を除いた面積をその対象とする場合があります。また、公園が大きく一つの愛護会では活動が十分にできない場合には、複数の公園愛護会をつくる場合があります。これらの際は、愛護会結成時に土木事務所(大規模な公園等の場合は公園緑地事務所)と相談して決定します。

(5) 愛護への支援

平成 17 年度から愛護会制度発足以来の大きな改革を行いました。従来の愛護会費のみの支援(B コース)だけではなく、愛護会費を減額する一方で、技術支援や物品の提供など活動を発展させるための充実した支援を行う制度(A コース)を立ち上げました。

技術支援

A コース対象

「花壇づくりをしたい」、「中低木の管理をしたい」、「刈払機(草刈機)の使い方講習を受けたい」など、新しい活動を始めるとき、専門家の意見を聞きたいときなど、公園の管理で高い技術と知識を持つ職員で構成される「維持管理支援班」と土木事務所(大規模な公園等は公園緑地事務所)がと連携しながら、支援を行っていきます(5 - 6、9 ~ 11)。

土木事務所管理の公園の場合、公園愛護会等コーディネーターから支援の申請用紙をお送りしますので、ご記入の上ご返送下さい。また、事前の相談についても公園愛護会等コーディネーターにお申し付け下さい。

【支援の内容】

「花壇づくり」、「さつきなどの低木の植栽の管理」、「中木(脚立などに上らないで管理できる高さ)の管理」、「堆肥置き場づくり」、「刈払機(草刈機)の安全な使い方講習」、「樹名板づくり」などの支援を実施します。また、その活動に必要な物品の提供や貸し出しをおこないます。

実施にあたっては、事前の打ち合わせや必要な物品の調達、実施時期の調整、愛護会の皆さんによる地域への PR や説明が必要になる場合がありますので、余裕を持ったお申し込みをお願いします。また、希望する内容、公園の形状、実施時期、市の予算状況によってはお受けできない場合があります。

物品の支援

A コース対象

愛護会活動に必要な道具やゴミ袋などの消耗品などの物品や、夏場の体調管理のための飲み物などをお渡しします。あわせて、物品の貸し出しも行います。

土木事務所管理の公園の場合、原則として、公園愛護会等コーディネーターからお渡しします。公園愛護会等コーディネーターから支援の申請用紙をお送りしますので、ご記入の上ご返送下さい。

【支援物品】(アンダーラインのものは主に貸し出しとなります)

「ゴミ袋(45 リットル、20 リットル)」、「軍手」、「熊手」、「み(ちりとり)」、「ちりはさみ」、「夏場の体調管理のためのスポーツドリンク」、「愛護会腕章」、「防犯パトロール中腕章」、「愛護会活動中看板」、「刈払機(草刈機)」、「お手持ちの刈払機を安全に使うための替刃」、「鎌」、「のこぎり」、「剪定ばさみ」、「刈り込みはさみ」、「根切こて(雑草の根を抜く道具)」

刈払機に関連する支援については安全講習の受講が必須となります。

支援にあたっては、在庫の確認や購入の手配をおこなう必要がありますので、余裕を持ったお申し込みをお願いします。また、支援は横浜市の予算の範囲内での支援となります。お申し込みになった物品の数が多い場合は、数量やお渡し時期の調整をさせていただくことがあります。

上記以外の物品については原則として愛護会費により各愛護会での購入をお願いいたします。

Aコース対象

Bコース対象

- 1 愛護会費

愛護会費は愛護活動に対する謝金として横浜市から愛護会に対して支払われるもので、活動面積に応じて支払われます。6月末にAコースとBコースともに、Aコースの金額をお支払いします。

Bコースは10月に6月分の残額をお支払する予定です。

振込み日については目安となります。書類の提出状況などにより数週間遅くなる場合があります。

愛護会費の支払いは、前年度の活動報告書の提出が条件となります。提出が遅くなった場合、振込みが遅くなることがあります。また、提出がない場合は愛護会費の支払いをすることができなくなります。

愛護会費交付対象面積	Aコース(円)	Bコース(円)
400㎡未満	20,000	42,000
400㎡以上 3,000㎡未満		47,000
3,000㎡以上 6,000㎡未満	30,000	51,000
6,000㎡以上 9,000㎡未満		55,000
9,000㎡以上 12,000㎡未満		59,000
12,000㎡以上 15,000㎡未満		63,000
15,000㎡以上 18,000㎡未満	40,000	67,000
18,000㎡以上		71,000

【お願い】 ~困っています~

口座振替依頼書の提出にあたっては、締切日の厳守および正確な記入をお願いいたします。締切日に遅れた場合や用紙の取り直しに日数を要する場合、その愛護会への振込みができなくなる可能性があるほか、その区全体の愛護会費支払いが遅くなってしまいう大きな原因となります。

また、「口座番号が違う」、「名義人が違う」などの理由により、銀行から振込み不能の通知が来る場合もあります(昨年度は全体の2割程度)。この場合、口座の確認や再度の振込み依頼を行う必要があり、結果として振込み日が遅くなってしまいます。皆様の協力をお願いいたします。

2 愛護会費の使い道

使い道	Aコース	Bコース
ゴミ袋や軍手などの消耗品		
ほうきや熊手など道具や用具		
支援物品以外の道具		
活動の際の飲み物代		
愛護会主催の行事		
行政や外部機関との連絡に必要な切手 電話、交通費		

夏場の体調管理のための飲み物を支援します

【お願い】愛護会費のこんな使い方は避けてください



「注意」

忘年会などの経費の一部もしくは全部への充当
個人的な物品の購入
活動に参加する団体への謝礼的な経費の支出
政治団体、宗教団体への支払い
葬式の香典や行事への協賛金



「禁止」

最近、愛護会や自治会町内会への行政から支払われたお金の用途がおかしいのではという問い合わせや情報公開請求が寄せられることが多くなっています。これを引き金に地域での大きなトラブルに発展する場合があります。行政が愛護会と地域の人たちの仲立ちを行う際に、上記のような支出を行っている場合、行政として十分なサポートができなくなってしまいます。

このような支出を行っている団体へは18年度以降、従来どおりの金額(Bコース)の支出ができなくなる可能性があります。一年間かけて、愛護会内部や地域で十分に話し合いを行ってください。

なお、愛護会として独自の収入があり、行政から支払われる愛護会費以外で上記のような内容の支払いを行うことは可能です。

3 さらに発展した活動を行う愛護会に



「発展」

他の公園愛護会とは一味違う公園を舞台にしたまちづくりの活動や公園の魅力を高めるようなユニークな活動をおこなう愛護会や、雑木林や竹林を保全する愛護会に対して、10万円を上限に愛護会費の上乗せ支給を行うことができます。

ご希望の愛護会は土木事務所(大規模な公園などの場合は公園緑地事務所)・環境創造局環境活動事業課にご相談下さい。

支援の決定には審査を行わせていただきます。相談 申請 審査 決定 支出 実施まで時間がかかりますので、早めのご相談をお願いします。相談時期、内容によっては次年度以降の対応となる場合もあります。

(6) 活動中の保険

愛護会活動の最中で、「公園内のごみ回収のために潰していた空き缶でケガをした」「自転車に乗って愛護会の物品を運んでいる最中、誤って自転車を倒してしまい、駐車中の車を傷つけてしまった」。このような活動中の怪我や物損に対して、市民活動保険制度が適用されます。

保険料は

市が負担していますので、事前の加入手続きは必要ありません。

事故が発生したら

居住区の区役所総務課まで電話等でご連絡のうえ、手続きをしてください。事故や活動の内容を審査し、保険対象の要件を満たしている場合には保険金が支払われます。ただし、内容によっては保険の対象外となる場合があります。

保険の種類と補償内容

賠償責任事故（第三者に損害を与えた場合）			
区分	身体賠償	財物賠償	保管物賠償
保険金額	1名 1億円 1事故 5億円	1事故 500万円	1事故 500万円

傷害事故(活動している人がケガや死亡した場合)			
区分	死亡	後遺傷害	入院・通院
保険金額	1名 1,000万円	1名 30万円～1,000万円	1日につき 入院3,500円 通院2,500円

対象とならない代表的な事例

- ・ 町内会や愛護会が主催した行事に参加者として参加した人の事故
- ・ 親睦が目的のレクリエーション的な活動や互助的な活動

これらの内容を対象とする民間のイベント保険などがあります。お近くの損害保険会社などにお問合せください。